



提案と解決。相続コーディネーター

夢相続

相続コーディネーター実務士が教える

相続後にできる 節税策のポイント 【遺産分割編】





目次

P. 2 ～ 3	はじめに 相続税は亡くなってからでも節税できる
P. 4 ～ 7	①節税を踏まえてなるべく早く遺産分割する
P. 8 ～ 1 1	②配偶者の特例で大きく節税する
P. 1 2 ～ 1 5	③相続後の二次対策まで考えて相続対策する
P. 1 6 ～ 1 9	④土地を分筆し、評価を下げて節税する
P. 2 0 ～ 2 3	⑤土地の共有はできるだけ避ける
P. 2 4	本資料のまとめ
P. 2 5	会社概要

はじめに

相続税は
亡くなってからでも節税できる





相続税は亡くなってからでも節税できる

「相続になったら、もう節税はできない」
——そう思い込んでいる方が多いのではないのでしょうか。

確かに、生前に対策をしておくことが望ましいのは間違いありません。
しかし、相続発生後もまだまだチャンスは残されているのです。

本資料では、遺産分割のタイミングでできる節税策として、
以下の5つをご紹介します。

- ① 節税を踏まえてなるべく早く遺産分割する
- ② 配偶者の特例で大きく節税する
- ③ 相続後の二次対策まで考えて相続対策する
- ④ 土地を分筆し、評価を下げて節税する
- ⑤ 土地の共有はできるだけ避ける

以上の節税策をご活用いただき、
負担のない相続を実現していただければ幸いです。



遺産分割のときにできる節税策①

節税を踏まえて
なるべく早く遺産分割する





相続税申告までに「遺産分割」を行う

相続人が複数いるときは、相続人の中で「誰がどの財産をどれくらいの割合で相続するか」を話し合い、遺産の分け方を決める必要があります。

この遺産の分配を「遺産分割」、その割合を「相続分」といいます。

遺産分割では、まず相続人と相続財産の内容を確定させ、「相続財産目録」を作成し、その上で遺産分割協議を行います。遺産の分割には決められた期限はありませんが、相続税の申告までに遺産分割が決まらないと配偶者の税額軽減の特例などが受けられなくなるため、その頃を目安として分割しておくといでしょう。

遺産分割協議の結論をもとに、遺産分割協議書を作成します。
作成にあたっては、以下の点に注意しておきたいところです。

- ① 特に定められた書式はないが、A4判用紙にパソコン等で作成するのが一般的。
- ② 遺産分割については、できるだけ具体的（所在地や広さ、金額等）に記載する。
- ③ 相続人全員が署名し、印鑑証明を添付の上、実印を押印する。
- ④ 相続人の人数分作成し、各自で保管する。

相続人に未成年者がいる場合は、未成年者の法定代理人もしくは家庭裁判所で選任された特別代理人が協議に加わります。



遺産分割には5つの方法がある

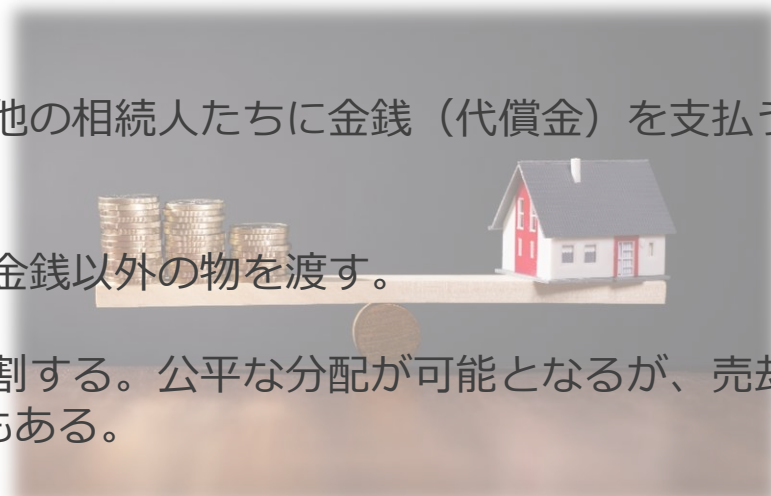
被相続人が遺言書を残している場合は、遺言書に記載された事項を優先して遺産分割を行います。遺言書がない場合は、相続人全員が納得すればどのように遺産分割を行っても自由です。

必ずしも法定相続分どおりに分ける必要はありません。

遺産を分割する方法には、次の5つがあります。

いずれか1つの方法を選択することも、複数の方法を組み合わせることも可能です。

- ① **現物分割**……現物のまま、財産を一つひとつ分配していく方法。最も一般的でわかりやすい半面、公平に分けるのが難しい。
- ② **代償分割**……ある相続人が財産を取得する代わりに、他の相続人たちに金銭（代償金）を支払う方法。代償するだけの資金力が必要。
- ③ **代物分割**……ある相続人が財産を取得する代わりに、金銭以外の物を渡す。
- ④ **換価分割**……相続財産をすべて売却し、その代金を分割する。公平な分配が可能となるが、売却に手間がかかる、所得税等が課税されるというデメリットもある。
- ⑤ **共有分割**……相続人全員で共有する方法。公平な分配といえるが、資産の自由度が低下し、二次相続時のトラブルのもととなりかねない。



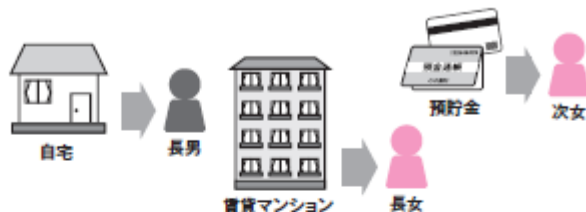


本項のポイント

遺産分割の方法

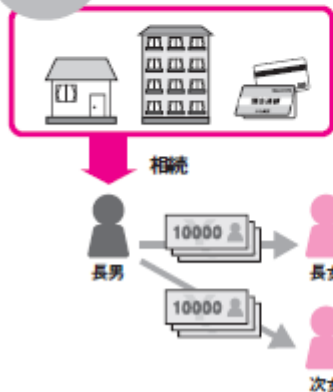
現物分割

現物のまま
分配していく方法



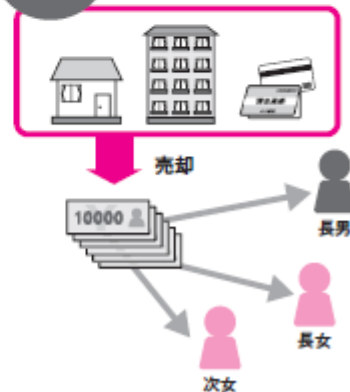
代償分割

ある相続人が財産を取得
する代わりに、他の相続人
に金銭を支払う



換価分割

相続財産を売却し、その
代金を分割する



KEYWORD

法定相続分（ほうていそうぞくぶん）

民法の規定によって相続人となる人（法定相続人）に分配される財産のこと。法定相続人には「配偶者相続人」と、子や父母、兄弟姉妹などの「血族相続人」がある。

遺産分割のときにできる節税策②

配偶者の特例で
大きく節税する





配偶者の納税額を大幅に削減する特例

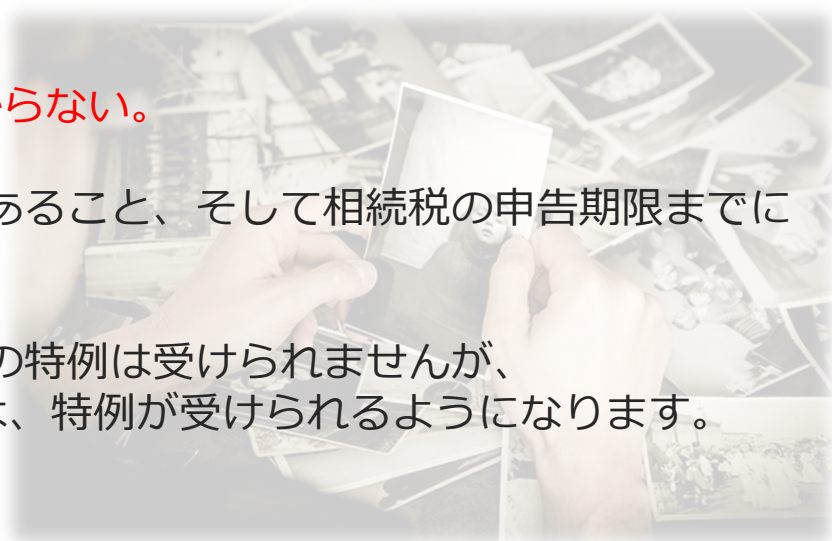
最も節税効果が高い税額控除に配偶者控除（配偶者の税額軽減）があります。
これは、配偶者の財産取得割合を増やすことによって納税額を減らす節税策です。

配偶者の税額軽減の内容は、以下の通りです。

- ・ 被相続人の配偶者が取得した財産の課税価額が法定相続分以下の場合
→取得額にかかわらず、相続税はかからない。
- ・ 配偶者の取得額が法定相続分を超えている場合
→その額が1億6000万円以下の場合、 相続税はかからない。

配偶者の税額軽減を受ける要件は、法律上の配偶者であること、そして相続税の申告期限までに相続人同士で遺産分割が確定していることです。

申告期限までに財産が分割されていない場合には軽減の特例は受けられませんが、相続税の申告から3年以内に遺産分割が行われたときは、特例が受けられるようになります。



特例の適用には税務署への申告が必要

課税対象額が配偶者控除の範囲内だからといって、
自動的に控除が適用されるわけではありません。

配偶者控除を受けるには、相続税の申告書に添えて以下の書類などを税務署に提出します。

- ・ 配偶者が取得した財産の明細
- ・ 戸籍謄本・遺言書の写し、あるいは遺産分割協議書の写し
- ・ 印鑑証明書

申告後に税額軽減の申告を行う場合には、
遺産分割が成立した日の翌日から4カ月以内に更正の請求を行います。

配偶者控除は、配偶者の生活安定を目的として設けられた制度です。
そう考えると、配偶者にはできるだけ多くの財産を残すべきであると考えられます。

しかし、子ども世代への相続を考えると、一概に配偶者に残すべきとも言い切れません。
二次相続を含めた考え方については次項で詳しく解説します。

○ 本項のポイント

配偶者に認められる特例(税額軽減)



▶ 納税額の違いの検証

ケース 1	財産の合計が5億円で、課税対象額が3億円の場合	ケース 2	財産の合計が6億円で、課税対象額が5億円の場合
(A) 配偶者が50%の1億5000万円相続	配偶者 3700万円 ⇒ 0円 子 3700万円	(A) 配偶者が50%の2億5000万円相続	配偶者 7575万円 ⇒ 0円 子 7575万円
(B) 配偶者が1億6000万円相続	配偶者 3946万円 ⇒ 0円 子 3454万円	(B) 配偶者が1億6000万円相続	配偶者 4848万円 ⇒ 0円 子 1億302万円
(B) の場合、3946万円の節税 (A) よりも 246万円 少なくて済む		(A) の場合、7575万円の節税 (B) よりも 2727万円 少なくて済む	

KEYWORD

税額控除 (ぜいがくこうじょ)

相続税の税額控除には、配偶者控除、未成年者控除、贈与税額控除、障害者控除、相次相続控除、外国税額控除の6種類があり、適用すれば控除を受けることができる。

更正の請求 (こうせいのせいきゅう)

申告した税額が過大であった場合などに、訂正することができる制度。相続税申告期限後に更正の請求ができる期間は、申告から5年以内と定められている。

遺産分割のときにできる節税策③

納税後の**二次相続**まで考えて
相続対策する





相続は立て続けに起こり得る

配偶者の税額軽減の特例を活用すれば、配偶者の税負担を軽減することができます。
配偶者が相続した財産については、その配偶者が亡くなったときには相続財産として課税対象となります。

二次相続では、配偶者の税額軽減の特例は活用できなくなります。
また、一次相続のときに比べて法定相続人が1人少なくなりますので、
基礎控除額が減り、相続税額は大きくなります。

よって、一次相続、二次相続における財産の分割の仕方とトータルの相続税額を計算し、
比較することで、**相続税が少なくなる分け方を選択する**ことが大切です。

特に、配偶者の年齢を考えると近いうちに二次相続の発生を想定しなければならない場合は、
配偶者には財産を分けずに、子どもたちで取得する方法もあるでしょう。

その際も相続税額を確認してから、遺産分割を決めるのが無難といえます。



配偶者が相続したほうがいい財産とは

一次相続、二次相続のトータルの相続税額を減らすことを目的とすると、一次相続では配偶者の税額軽減の特例を最大限に利用して納税を最小限に抑え、その上で、配偶者自らが財産の評価を下げるなど節税対策に取り組めば、二次相続でも相続税を減らすことができます。

たとえば、**配偶者が一次相続で取得した預貯金を生前贈与によって子どもに前渡ししておく**というのも、1つの方法です。

また、不動産や金融資産の価値が将来的に 変動する可能性を踏まえ、一次相続では「将来的に値下がりが見込まれる不動産」を取得する方法も考えられるでしょう。

配偶者の税額軽減の範囲内で取得しておき、二次相続が発生したときに値下がりしていれば、課税財産が減少していることになり、相続税額も抑えられるというわけです。

この考え方とは逆に、「収益を生み出す不動産などは、配偶者が相続しない」「資産価値が上がりそうな土地などは、配偶者が相続しない」という選択もあり得るでしょう。ただし、配偶者が生活していく上での資金の確保も忘れてはいけません。

どういう方法が適切であるかは、配偶者の年齢や体調、相続人の状況、財産の状況などによって選択していくことになります。



本項のポイント

二次相続を考慮した分け方

▶ 1億6000万円を配偶者と子で分ける場合の納税額の検証

[基礎控除▶一次 4200万円 二次 3600万円 一次の相続税▶2140万円]

ケース1

一次 配偶者
相続税 2140万円
納税額 0円

1億6000万円全額を相続、子はなし

二次 子
納税額 3260万円

1億6000万円を相続

納税額の合計 3260万円

ケース2

一次 配偶者 + 子
相続税 配偶者 642万円 子 1498万円
納税額 配偶者 0円 子 1498万円

4800万円 1億1200万円 (30%) (70%)

二次 子
納税額 130万円

4800万円

納税額の合計 1628万円

ケース2のほうが

1632万円も安くなる

配偶者の財産増加を回避するポイント

POINT 1

収益を生み出す不動産などは相続しない

POINT 2

資産価値が上がりそうな土地などは相続しない

POINT 3

配偶者自身が多くの財産を所有している場合は相続しない

KEYWORD

基礎控除額（きそこうじょがく）

基礎控除は、相続税の納税者に無条件で適用される控除を指す。相続税には基礎控除額が大きいという特徴があり、

「3000万円＋600万円×法定相続人の人数」（配偶者と子ども2人の場合4800万円）が基礎控除額となる。

遺産分割のときにできる節税策④

土地を分筆し、
評価を下げて節税する





分筆が節税につながる条件

被相続人の所有していた土地を複数の相続人で相続するとき、そのままの形ではなく、土地を分筆して別々の相続人が相続することもあります。

土地の分筆がすべて節税に結びつくとは限りませんが、次のような条件を満たすようであれば節税になります。

- ① 分筆後の所有者が別々であること。
- ② 分筆により、地形や接する道路や路線価が変わること。

今までは1つの土地だったものが、複数に区切られ地形が変わります。

たとえば、100坪ある土地を2人が分けて相続する場合で考えてみましょう。道路に面している間口が広く、奥行きが短い場合は、間口の半分の位置で分筆することができ、2つの土地の価値は変わりません。

市街地の宅地は、その宅地が面している道路につけられた「路線価」に宅地面積を掛けて算出されますが、このケースでは分筆しても計算上の数字は変わらないからです。

しかし、間口が狭く、奥行きが長い土地の場合は、間口の半分で土地を分けてしまうと細長い土地になり、建物が建てにくくなる場合があります。その際は、手前の区画と進入路幅を設けた奥の区画（旗竿地）の2つに分けるのが一般的です。こうした場合、奥の区画は地形が不整形となり、土地の評価が下がるため、相続税も下がります。



申告期限までに分筆する必要がある

また、二方の道路に面した角地や、三方の道路に面した三方路地などを分筆することにより、角地の面積が減り、一方の道路のみに面する土地ができると、路線価の違いが生じるため、結果的に相続税が下がります。

このように、評価減につながるのであれば、**申告期限までに分筆し**、それぞれが相続する土地の位置を決めることで節税になります。

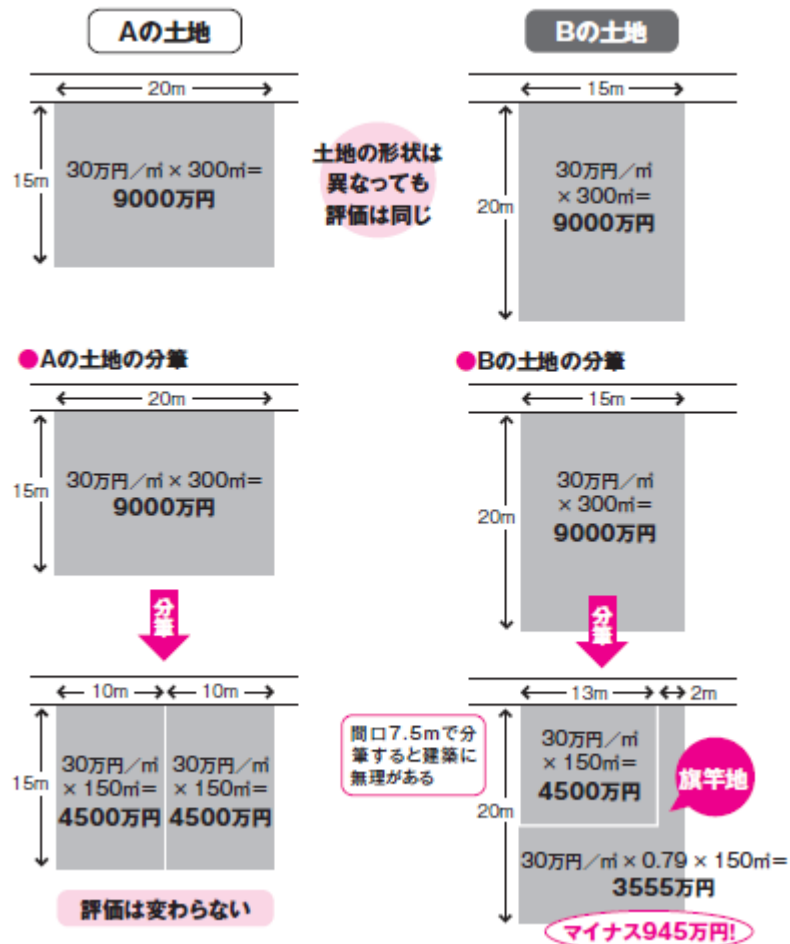
いずれにしても、土地の分筆による節税は、別々の所有者が相続することが前提であり、**分筆しても1人の相続人が所有する場合には、減額とはなりません。**





本項のポイント

分筆によって土地の評価が下がる



KEYWORD

分筆 (ぶんぴつ)

土地の戸数は「筆」という単位で表す。分筆は、1筆の土地を2筆以上に分割する登記のこと。土地を分けずに複数の所有者がいる場合は共有となる。

遺産分割のときにできる節税策⑤

土地の共有はできるだけ避ける





土地の共有にはデメリットもある

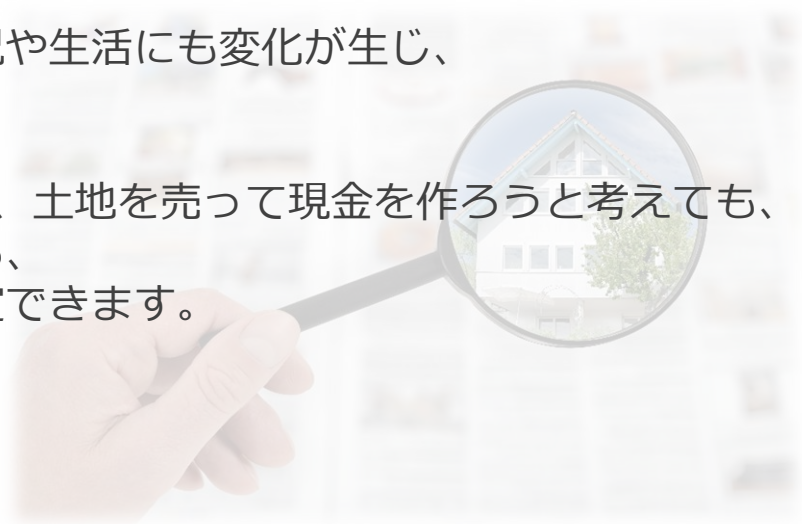
土地を相続する際には、分割しないで複数の相続人で共有する方法を取ることもあります。

共有を選択する理由としては「当面の利用方針が決まっていない」「分け方が決まらない」といった場合や「小規模宅地等の減額特例や広大地評価の適用を受けるため」という節税を考慮した場合もあるでしょう。

いずれにせよ、**土地を共有すると、土地の使用を変更したり、処分するにあたっては他の共有者の同意を得る必要が生じます。**

相続時から時間が経てば、相続人それぞれの経済状況や生活にも変化が生じ、土地に対する考え方が変わることもあるでしょう。

たとえば、相続後、1人の相続人の経済状況が悪化し、土地を売って現金を作ろうと考えても、他の相続人の反対によって思うようにいかなかったら、相続人同士のトラブルに発展する可能性も十分に想定できます。





譲渡所得税、贈与税が発生する場合も

共有している場合、共有物を持分に応じて分けることによって、共有者それぞれの単有とする方法があります。これを「**共有物の分割**」といいます。

共有物の分割をする場合、共有物の持分の比と分割後の時価の比が同じである場合は、贈与税も譲渡所得税も発生しません。

一方で、分割によって持分の比と時価に価格差が生じる場合は、**譲渡所得税や贈与税が課税されてしまうケース**がありますので、注意が必要です。

ただし、一定の要件を満たす土地の場合は、同じ種類の固定資産と交換したため譲渡がなかったものとされる「交換の特例」により課税されないこともあります。





本項のポイント

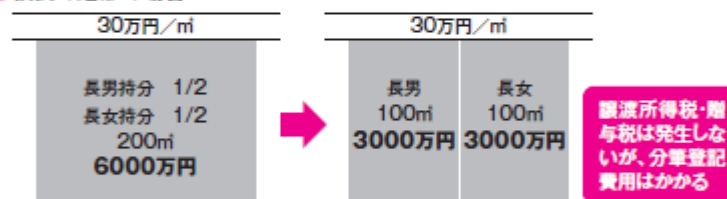
土地の共有によるデメリット

デメリット1 土地の処分が困難

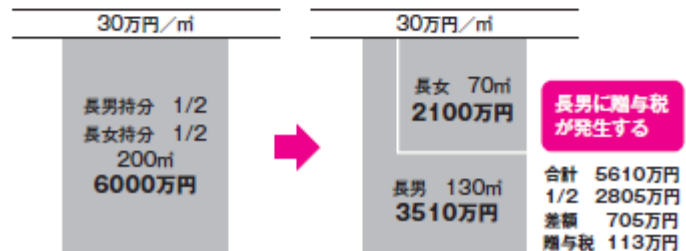


デメリット2 譲渡所得税や贈与税などが発生

●横長の地形の場合



●奥深の地形の場合



KEYWORD

広大地評価（こうだいちひょうか）

その地域の標準的な宅地と比べて著しく広い土地を広大地という。広大地は売却時に道路などが必要となるため、減額して評価される。

持分（もちぶん）

複数の人が1つの物を共有しているとき、各人が持っている所有権の割合のこと。



本資料のまとめ

- ✓ 相続税の申告までに「誰がどのくらい相続するか」を決めておく。
- ✓ 「相続財産目録」をもとに協議を行い、結論が出たら「遺産分割協議書」を作成する。
- ✓ 遺産分割の方法は5つの中から、メリット/デメリットを踏まえて選択する。
- ✓ 配偶者の税額軽減は最も節税効果が高い税額控除。
- ✓ 課税価額が法定相続分以下あるいは取得額が1億6000万円以下のときは、相続税がかからない。
- ✓ 控除は自動的に適用されることはないので、税務署への申告が必要となる。
- ✓ 一次相続、二次相続トータルで節税できる対策を検討する。
- ✓ 配偶者の財産増加を回避する分割を考える。
- ✓ 不動産や金融資産は将来的な価値の変動があるので注意する。
- ✓ 土地の分筆の仕方により節税につながることもある。
- ✓ 角地や三方路地を分筆すれば評価を下げることもできる。
- ✓ 分筆による節税は、所有者が別々であることが条件。
- ✓ 土地を共有した場合、使用を変更したり、処分するにあたっては全員の同意が必要となる。
- ✓ 共有した土地を分割した場合、譲渡所得税や贈与税が発生する場合もあるので要注意。



会社概要

社名	株式会社夢相続
所在地	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-8-17 新槇町ビル5階 TEL : 0120-333-834 / FAX : 03-5255-8388
設立	平成13年12月20日
資本金	7,000万円
事業内容	相続コーディネート業 資産に関する提案業 不動産コンサルタント業 不動産投資顧問業 土地有効利用に関する企画・調査・立案業 不動産の売買・賃貸・仲介 不動産の管理業 損害保険・生命保険の代理店業
役員	名誉会長 松井俊夫 代表取締役 曾根恵子 専務取締役 水口日慈
社員数	14名
取引銀行	みずほ銀行、三井住友銀行